地域福祉に関する事業所アンケート調査

アンケート調査ご協力のお願い

市民のみなさまには、日頃から、市政へのご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

徳島市では現在、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現をめざし、「第4期徳島市地域福祉計画」の策定を進めております。このため、各団体等が行っている活動の状況や今後の方向性等についてのご意見をお伺いし、次期計画の策定や福祉推進に向けた基礎資料とするため、事業所アンケート調査を実施することといたしました。

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くだ さいますよう、お願い申し上げます。

令和7年11月

徳島市長 遠藤 彰良

団体(事業	所)の名称	
声 级 生	住 所	
連絡先	電 話	()
代 表 者	5 氏名	調査票記入者氏名
会 貞	数	人 職 員 数 人

くご回答にあたってのお願い>

- 項目に関連する資料がございましたら、添付をお願いいたします。
- ・調査の回答は、郵送又は電子申請のいずれかの方法により、<u>**12月15日(月)まで</u>にご回答**ください。</u>
- ・電子申請による場合には、下記のQRコードをスマートフォン等で読み取り、ご回答ください。

QR コード が読み取れない場合(パソコン等)は、インターネットでURLの入力をお願いします。

- ※電子申請は、スマートフォン以外の携帯電話、アントロイト 4.4 ハーション以前の機種、iPhone の ios4 以前の機種には対応しておりませんので、ご注意ください。
- ・郵送による場合には、ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒(切手は不要)に入れ、郵便ポストにご投函ください。

くお問合せ先>

■調査趣旨に関するお問合せ先:徳島市 健康福祉部 健康福祉政策課まで

電話 : (088) 621-5175 FAX: (088) 655-6560

URL: https://

メール: kenkofukushi_seisaku@city-tokushima. i-tokushima. jp

■調査票の記入・回収に関するお問合せ先:株式会社サーベイリサーチセンターまで

電話 : (087) 823-4280 (受付時間9:00-17:00) ※12:00-13:00を除く

FAX: (087) 821-0933

※本調査は、徳島市が株式会社サーベイリサーチセンターに委託して行っております。

※回答は、各質問のあてはまる番号に〇を付けてください。

回答の中で「その他()」等を選んだ場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。

1. 貴団体のことについて

問1 貴団体の組織形態は、次のどれにあてはまりますか。【一つだけに〇】

1. ボランティア団体

7. 高齢者支援団体

2. NPO団体

8. 障害者支援団体

3. 民生委員児童委員協議会

9. 子育て・教育関係団体

4. 商工•観光関係団体

10. 地域包括支援センター・在宅介護支援センター

)

)

5. 社会福祉協議会

11. 自主防災組織

6. 福祉(人権・女性等)関係団体

12. その他(

2. 貴団体が取り組んでいる福祉活動について

〇福祉活動とは

市民一人ひとりの活動だけではなく、行政や社会福祉施設等の専門機関の取組みも含め、社会全体で募 らしを支えていく活動のことをいいます。

問2 貴団体で取り組んでいる福祉活動の分野は、次のどれにあてはまりますか。 【あてはまるものすべてにO】

1. 高齢者支援

9. 地域の清掃・美化、自然環境保護・リサイクル

2. 障害者支援

10. 趣味活動や学習活動支援、スポーツ指導

3. ひとり親家庭・児童福祉、子育て支援 11. 青少年育成・支援

4. 低所得者支援

12. 国際交流•国際協力

5. 消費者問題

13. まちづくり

6. 健康づくり・医療

14. 芸術・文化振興

7. 消防·防災·災害支援

15. 男女共同参画推進•人権問題

8. 交通安全·防犯

16. その他(

問3 貴団体で取り組んでいる福祉活動の分野で、行政の福祉(高齢者、障害者(児)、子育て 支援、低所得者に対する福祉など)サービスは充足していると思われますか。

【一つだけにO】

1. 充足していると思う

3. どちらかといえば充足していないと思う

どちらかといえば充足していると思う

4. 充足していないと思う

問4	貴団体は、	どのくらいの頻度	で福祉活動を行っ	っていますか。	【一つだけに〇】	
1.	毎日	4.	週1日	7.	年6~11日	
2.	週4~6日	5.	月2~3日	8.	年1~5日	
3.	週2~3日	6.	月1日	9.	その他()
問5	貴団体の福	祉活動範囲(地区 等	等)は、次のうち	どれですか。【	あてはまるものすべ	てに〇】
1.	内町地区	10.	津田地区	19.	川内地区	
2.	新町地区	11.	加茂名地区	20.	応神地区	
3.	西富田地区	12.	加茂地区	21.	国府地区	
4.	東富田地区	13.	八万地区	22 .	南井上地区	
5.	昭和地区	14.	勝占地区	23.	北井上地区	
6.	渭東地区	15.	多家良地区	24.	市内全域	
7.	渭北地区	16.	上八万地区	25 .	市内と隣接市町村	
8.	佐古地区	17.	入田地区	26 .	県内全域	
9.	沖洲地区	18.	不動地区	27.	県内と隣接県	
				28.	その他()
1.		【あてはまるものす 制度を設けている	C02			
			÷ ^ +-			
2.		る分野の研修会や講演				
3.		育成のための活動マニ			#1 ~1.7	
		者や利用者からの要望			用している	
		イア等で、先進事例は				
6.	対が当体と	情報交換等の交流の		9	,	
		いることはない)	
О.	付にコンし	V 10CC10/4V 1				
問6-		るの福祉活動の質(「、具体的な事例が		- 10 1 11-1	うを向上させるため	の取組み
						

問7 貴団体が福祉活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。 【あてはまるものすべてに〇】

- 1. 地域のニーズに合った新たな活動ができていない
- 2. 支援を必要とする人の情報が得にくい
- 3. 市民に情報発信する場や機会が乏しい
- 4. 外部からの問い合わせや相談をいつでも受ける体制(連絡先・専従者)がない
- 5. メンバーが高齢化してきている
- 6. 様々な人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない
- 7. 地域のコミュニティが希薄化している
- 8. メンバーの入れ替わりが多く、定着しない
- 9. メンバーに世代、男女の偏りがある
- 10. メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい
- 11. リーダー (後継者) が育たない
- 12. 主体性をもった活動ができていない
- 13. 他のボランティア・団体と交流する機会が乏しい
- 14. 会議や活動の場所(拠点)の確保に苦労する
- 15. 活動資金が足りない
- 16. 活動に必要な情報や専門知識が不足している(適当な相談者がいない)
- 17. その他 ()
- 18. 特に困ったことはない

3. 防災に対する備えについて

問8 貴団体では、日ごろから地域の防災訓練に参加していますか。【どちらかに〇】

1. 参加している

2. 参加していない

問9 貴団体では、災害が発生した時の対応(連絡のとり方や避難の方法など)について、誰か と取り決めていますか。【あてはまるものすべてに〇】

1. 同じ団体の構成員

5. 民牛委員・児童委員

2. 近隣の住民

6. 特に誰とも取り決めていない

)

3. 自治会(自主防災組織)の人

7. その他(

4. 福祉施設職員

問10 貴団体の活動場所の周りには、高齢者や障害者のひとり暮らし、乳幼児がいる世帯など、 災害時に支援を必要としそうな方は住んでいますか。【あてはまるものすべてに〇】

1. 高齢者の方 ⇒問10-1へ

4. 妊娠している方 ⇒問10-1~

2. 障害者(児)の方 ⇒問10-1へ

5. いない ⇒問11へ

3. 乳幼児がいる方 ⇒問10-1へ

6. 分からない ⇒問11へ

問 1 O - 1 問 1 Oで「1. 高齢者の方」~「4. 妊娠している方」にOをつけた団体にお伺いします。 その方たちに対して、貴団体は何か行動されていますか。 【あてはまるものすべてにO】

- 1. 気にかけて様子をうかがうようにしている
- 2. 日ごろから声を掛けるようにしている
- 3. 緊急時のことについて話し合っている
- 4. 民生委員・児童委員や町内会など、地域の人に教えている

5. その他(

)

6. 特に何もしていない

4. 貴団体の福祉活動と他団体や地域との関わり合いについて

問11 活動の中で困りごとの相談を受けることはありますか。【一つだけに〇】

1. ある ⇒問11-1へ

- 3. あまりない ⇒問12へ
- ときどきある ⇒問11-1へ
- 4. ない ⇒問12へ

問 1 1 - 1 問 1 1で「1. ある」または「2. ときどきある」に〇を付けた団体にお伺いします。 団体内・事業所内では対応が難しい相談はありますか。【どちらかに〇】

対応が難しい相談がある

2. 対応が難しい相談はない

問12 地域での生活上の課題や解決策の検討を協議する場(地域の課題や解決策について複数 の団体が集まって話すもの)に参加していますか。【どちらかにに〇】

1. している ⇒問12-1~

2. していない ⇒問13へ

問12-1 問12で「1. している」に〇を付けた団体にお伺いします。 具体的な名称や回数もご記入お願いします。【主なものを三つ】

	協議の場の名称	開催回数(年間)
1.		回
2.		回
3.		回

問13 貴団体では、福祉活動を行う上で、公共団体や他のボランティア・団体等と連携していますか。 【どちらかに〇】

1. 連携している

2. 連携していない

問14 他の団体等と連携する上で困っていることはありますか。【あてはまるものすべてに〇】

- 1. 連携する必要性を感じない
- 2. 連携できる活動内容がない
- 3. 活動地域内に他に活動できる団体等がない
- 4. 他の団体等と交流する機会がない、つながるきっかけがない
- 5. 他の団体等と連携したいが、どの団体と連携したらよいかわからない
- 6. どのように連携を始めてよいかわからない
- 7. 連携関係の構築に回せる余力がない
- 8. 連携を打診したが断られた
- 9. 連絡は取っているが、日時などの都合が合わない
- 10. その他(

)

11. 特にない

○複合的な課題とは

地域では、一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050 世帯や、介護と育児のダブルケア等)、居住環境(ゴミ屋敷等)世帯全体が地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化しています。ここでは、そういった一つの団体だけでは解決が難しいような課題を「複合的な課題」として伺っていきます。

問15 活動の中で寄せられる情報から、複合的な課題を抱えているようなケースを聞くことはありますか。【どちらかに〇】

1. ある ⇒問15-1、2へ

2. ない ⇒問16へ

問15-1 問15で「1. ある」にOを付けた団体にお伺いします。

複合的な課題を抱えているようなケースがある場合、年間件数とそのうち対応している件数について教えてください。

年間約	件程度	うち対応件数 年間約	件程度

問15-2 問15で「1. ある」にOを付けた団体にお伺いします。

具体的にどのようなケースがありましたか。また、もし支援先につないだり、対応 をした場合は、②対応や③連携先も教えてください。

※対応に苦慮するケースが多いと思いますが、主なケースについてご記入お願いします。

	①ケース内容	2対応	③連携先
	①/一へ内谷	الانارك)	シ建汚 児
ケース1			
ケース2			
ケース3			

問16 今後、複合的な課題を解決していくために、他団体機関との連携が必要だと感じますか。 【どちらかに〇】

1. 必要だと思う ⇒問16-1へ

2. 必要性を感じない ⇒問17~

問16-1 問16で「1. 必要だと思う」に〇を付けた団体にお伺いします。 貴団体が連携、協力したい団体や機関はどこですか。【あてはまるものすべてに〇】

1.	徳島県・徳島市	12.	地域包括支援センター
2.	町内会	13.	障害者福祉施設•支援組織
3.	地区公民館	14.	医療施設•支援組織
4.	老人クラブ・老人会	15.	子育て支援施設・支援組織
5.	婦人会	16.	社会福祉協議会
6.	子ども会	17.	保育園(所)•幼稚園
7.	ボランティア・ボランティア団体	18.	小・中学校
8.	NPO団体	19.	保護者会•PTA
9.	商店会や商店街	20.	コミュニティ(まちづくり)協議会
10.	企業	21.	自主防災組織
11.	高齢者福祉施設•支援組織	22.	その他 (

○重層的支援体制整備事業とは

介護、障害、子ども、生活困窮などの各分野において実施している相談支援などの既存の取組を活かしつつ、地域住民や世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業です。①包括的相談支援事業、②多機関協動事業、③アウトリーチ等事業、④参加支援事業、⑤地域づくりに向けた支援事業を一体的に実施します。

問17 徳島市では既存の支援の取組を活かしながら、制度の縦割りを超えて一体的に実施すること、また地域活動の活性化を推進することにより、複雑化・複合化した課題を抱える人・ 世帯、制度の狭間で生きづらさをかかえている人への支援体制を構築するために「重層的 支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行っています。

徳島市において「重層的支援体制整備事業」は必要だと思いますか。

1.	必要だと思う	2.	必要性を感じない
問18	複合的な課題を解決するうえで、	どのような	支援や仕組みがあるとよいと思いますか。

問19 福祉活動を行う上で、地域住民の参加や協力を得るためには、どのようなことが必要であると思いますか。【あてはまるものすべてに〇】

- 1. ボランティア・団体等と地域住民との交流機会の充実(イベントなど)
- 2. 福祉活動に関する情報の提供
- 3. 福祉活動 (交流) 拠点の整備
- 4. ボランティア・団体等と自治会・公民館等の地域住民組織との連携組織化
- 5. ボランティア・団体等の活動のコーディネート機能の充実
- 6. 福祉活動に関する住民の意識啓発
- 7. 住民からの相談体制の整備
- 8. その他 ()
- 9. 特にない

問20 徳島市の福祉施策をより充実していくために、貴団体が重要と考える取組みはどれですか。 【あてはまるものすべてに〇】

	【あてはまるものすべてにひ】			
1.	地域の支え合いの仕組みづくり	9.	移動手段の充実	
2.	地域でのさまざまな交流活動の促進	10.	公共施設等のバリアフリー化の推進	
3.	子どもの頃からの福祉教育の充実	11.	ボランティアや NPO 団体の育成と活動支	援
4.	出産・子育ての支援体制の充実	12.	地域における身近な相談体制づくり	
5.	高齢者の在宅生活支援	13.	福祉サービスに関する情報の充実	
6.	障害者(児)の在宅生活支援	14.	防犯・交通安全・防災体制の充実	
7.	健康づくり事業の充実	15.	福祉に従事する専門的人材の育成	
8.	医療サービス体制の充実	16.	その他()

5. 地域共生社会の実現に向けて

〇地域共生社会とは

高齢化や人口減少が進み、地域、暮らしにおける支え合いの基盤が弱まる中、人と人とのつながりを再 構築し、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を 送ることができるような社会のことをいいます。

- 問21 貴団体では、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的な支え合いや助け 合いに関して協力していることはありますか。【どちらかに〇】
 - ある ⇒問21-1≪ある場合≫へ
- 2. ない ⇒問21-1≪ない場合≫へ
- 問21-1 その協力状況や課題(協力に至っていない理由を含む)について、具体的に記入し

		てください。			
«	「ある」	場合≫			
«	「ない」	場合≫			

- 問22 地域に住む住民同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後、徳島市では、 どのような支援を行う必要があると思いますか。【三つまで〇】
 - 1. 地域の人々が交流する機会を設ける
 - 2. 地域福祉について学ぶ機会を設ける
 - 3. 福祉に関する総合相談窓口を設ける
 - 4. 孤立している障害者・介護を要する高齢者を時々訪問して声を掛ける
 - 5. 情報提供・情報発信を充実させる
 - 6. 町内会やボランティア等の活動団体を支援する
 - 7. 学校等での福祉教育を充実する
 - 8. 活動への補助金を交付又は充実を図る
 -) 9. その他(
 - 10. 分からない

6. 孤独・孤立・ひきこもり対策について

〇孤独・孤立問題とは

「孤独・孤立」の問題は、コロナ禍で、全国的に深刻化・顕在化してきました。中高年のひきこもりの子どもを支える親、「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども、様々な事情があり、社会から孤立してしまうケースがあります。この問題は、誰にでも起こりうる問題として社会全体で取り組む必要があります。

Oひきこもりとは

国の調査では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態とされています。

問23 孤独・孤立・ひきこもり対策に関して、取り組んでいることはありますか。 【どちらかに〇】

1. ある ⇒問23-1≪ある場合≫へ 2. ない ⇒問23-1≪ない場合≫へ

問23-1 その取組み状況や課題(取り組んでいない理由も含む)について、具体的に記入してください。 ≪「ある」場合≫

≪「ない」場合≫		

問24 孤独・孤立・ひきこもりの方を支援するために、どのような施策が必要だと思いますか。 【あてはまるものすべてにO】

- 1. 相談できる窓口(対面・電話・オンラインなど)の充実
- 2. 適切な専門機関や支援団体につなげる仕組づくりの推進
- 3. 家庭訪問などの訪問型相談支援の実施
- 4. 支援が必要な人を早期に把握する体制整備
- 5. 就労訓練や就労支援の充実
- 6. 家族や当事者同士が話せる交流の場や居場所づくりの支援
- 7. こども食堂や地域サロンなど、地域の活動への参加支援
- 8. 市民が「孤独・孤立問題」を理解するための啓発活動の推進
- 9. 支援団体や地域の関係機関の連携強化
- 10. その他()
- 11. 分からない

7. 再犯防止の取組みについて

〇再犯防止の取組み

犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯さないようにして安全・安心な社会をつくるた め「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体が再犯防止の取組み(就労・住 居の確保等)を進めており、国民の関心や理解を高め、協力を呼びかけています。

問25 再犯防止に関する取組みが進められていることを知っていますか。【一つだけに〇】

1. 知っている

- 3. 全く知らない
- 2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない 4. その他(

問26 再犯防止に関して、取り組んでいることや協力していることはありますか。 【どちらかにO】

- 1. ある ⇒問26-1~≪ある場合≫へ
- 2. ない ⇒問26-1~≪ない場合≫へ

)

問26		って	いない理由を含む)について、具体的に記入
F1	してください。		
<u>≪ ι</u> δε	ある」場合≫		
≪ 17 ₆	はい」場合≫		
問27	7 犯罪をした人の立ち直りに協力したい	と思	いますか。【一つだけにO】
1.	思う ⇒問27-1へ	4.	思わない ⇒問28へ
2.	どちらかといえば思う ⇒問27-1へ	5.	分からない ⇒問28へ
3.	どちらかといえば思わない ⇒問28へ		
問27	7-1 問27で「1. 思う」または「2	: تلخ .	ちらかといえば思う」に〇を付けた団体にお
-	伺いします。		
	どのような協力をしたいと思います	か。	【あてはまるものすべてに〇】
1.	協力雇用主になる	4.	再犯防止に関するボランティア活動に参加する
2.	犯罪をした人に直接会って助言・援助する	5.	その他 ()
3	民間協力者に寄付をする	6	分からない
<u> </u>			7373 37GV .
問28	3. 再犯防止のために どのようなことが必	更#-	こと思いますか。【あてはまるものすべてに〇】
	高齢者や障害者の場合には、適切な福祉や医		
			•
	地域ぐるみで犯罪や非行をした人の立ち直り		
	地域における防犯活動など犯罪の起こりにく		
_	刑務所、少年院、保護観察所等による指導や		
6.	民間協力者(保護司、更生保護施設、少年補	導員	等) (2) 活動促進
7.	その他()
8.	分からない		

8. 成年後見制度について

〇成年後見制度とは

認知症や障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てをして、 本人にとって最適な「成年後見人」等を選び、後見人が財産を管理したり、身の回りの世話のために介 護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度をいいます。

問29 貴団体の利用者の中で、「成年後見制度」を利用または必要としている方はいますか。 【一つだけにO】

1. 利用している方がいる ⇒問30へ

- 3. 必要としている方はいない ⇒問30へ
- 2. 必要としているが利用していない方がいる ⇒問29-1~ 4. 分からない ⇒問30~

問29-1 問29で「2.必要としているが利用していない方がいる」に〇を付けた団体にお 伺いします。

利用していない理由について、ご自由に記入してください。

THIS CO TO TEMPO DO	Ct Chmichbito Cticos	

問30 成年後見制度について相談できる機関を知っていますか。【あてはまるものすべてに〇】

1. 地域包括支援センター

6. 徳島市権利擁護センター

2. 障害者相談支援事業所

7. 家庭裁判所

3. 社会福祉協議会

8. 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)

4. 市役所

- 9. その他(
- 5. 徳島市成年後見支援センター
- 10. 知らない

問31 成年後見制度の利用の促進・充実のためにはどのようなことが必要だと思いますか。 【あてはまるものすべてに〇】

- 1. 市民や企業に対する広報・啓発
- 6. 親族後見人の支援

2. 相談体制の充実

7. 市民後見人※の育成・体制整備

)

- 3. 本人の状態に合わせた支援の充実
- 8. 法人後見※の体制整備

4. 専門職の連携

9. その他(

5. 後見人の不正防止

10. 分からない

※市民後見人:社会貢献への意欲が高い市民の方が判断能力の不十分な方の支援・保護を行うこと。

※法人後見: 社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が支援・保護を行うこと。

9. その他について

問32	徳島市の地域福祉に対す	るご意見やご扱	是案がありまし	、たら、ご	自由にお書き	ください。

~ 調査票の回答にご協力いただき、ありがとうございました ~

ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ、12月15日(月)までにご投函ください。(切手は不要です)

※電子申請による場合には、本アンケートの表紙に記載しているQRコードをスマートフォン等で読み取り、**12月15日(月)まで**にご回答ください。

<参考>

〇地域福祉とは

少子高齢化や家族形態、住民の意識の変化によって、地域はいろいろな課題を抱えています。誰もが住みなれた地域で健やかに安心して暮らせる地域社会を実現するために、地域に住む人々が、様々な公私の活動主体と協動して、お互いに思いやりをもって、支え合い・助け合う地域づくりを目指すことを「地域福祉」といいます。

〇地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する計画です。地域福祉計画は、「高齢者福祉計画」や「障害福祉計画」など各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、各計画に共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の基本理念を共有するもので、「地域」に着目し、地域における要支援者(高齢者、障害のある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人)の生活課題の解決のための方策を定めています。